

# 『自治体学』掲載論文投稿要領

2012年1月8日 研究支援部会決定  
改訂：2015年6月20日 研究支援部会決定  
改訂：2020年3月1日 研究支援部会決定  
改訂：2020年11月1日 研究支援部会決定

## 1 掲載の基準

自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果（研究ノートの場合は、今後の研究・実践の基礎となりうる成果）として、次の基準を満たすものを掲載する。

- (1) 自治体または地域社会が抱えるテーマ・課題を的確に捉えたものであること
- (2) 自治体または地域社会の実態に即して分析し、かつ論理的に論じられていること
- (3) 自治体または地域社会に関する新たな理論または実践に寄与するものであること
- (4) データ、事例、先行研究等を適切に引用または活用し、かつ学術論文としての形式を踏まえたものであること

## 2 応募の要件

- (1) 応募は会員に限る。
- (2) 応募は1人1論文に限る。
- (3) 過去に応募した論文が『自治体学』に掲載された経験のない方や初めての方の応募を歓迎する。
- (4) 既に公表している論文または他の公募に応募中の論文は、投稿できない。
- (5) 共同執筆による論文の応募も可能とする。ただし、この場合、共同執筆者全員が会員でなければならない。また、応募書には、共同執筆者全員の氏名、所属、および職業区分を記入しなければならない。
- (6) 共同執筆による論文に関しては、代表者としての応募は1人1論文に限る。

## 3 応募区分及び文字数

- (1) 研究論文：自治体学会の学会誌にふさわしい研究成果：15,000字以内
  - (2) 研究ノート：今後の研究・実践の基礎となりうる成果（理論ノート、実践レポート等）：5,000字～10,000字程度
- ※字数には図表、脚注を含む。なお、「研究論文」として投稿された原稿について、その内容等から執筆者の同意を得て「研究ノート」として掲載する場合がある（この場合は文字数について弾力的に取り扱う）。その逆も同様とする。

## 4 執筆上の注意事項

- (1) 論文の原稿は、原則としてワープロソフト（Word等）により作成すること。ただし、これによりがたい場合は、手書きによることができる。
- (2) 原稿は、原則としてA4・横書き、40字×40行の設定とすること。なお、手書きの場合は、A4判400字詰め原稿用紙（横書き）によること。

- (3) 文字は 10.5 ポイント、明朝体とすること。ただし、見出し等をゴシック体とすることは支障ない。英文の場合はこれらに準じて設定すること。
- (4) 字数は、40 字×40 行設定で算定すること（実際の文字数でなく改行等による空白を含む字数）。
- (5) 査読の際に執筆者を伏せるため、論文中には、氏名・肩書や執筆者が特定できる記載を行わないこと。また、「私の所属する〇市」「私が参加した〇〇プロジェクト」など、執筆者の特定につながる記載は避けること。
- (6) 冒頭に論文名と目次を記載すること（氏名・肩書等は不要）。
- (7) 図表、写真等を掲載する場合は、該当する本文に「図 1 参照」等の表記をしたうえで、近接する箇所に挿入すること（pdf 等による貼り付けも可）。ただし、複数頁にわたる図表や資料は、末尾に掲載することを妨げない。本文中に貼り付けられない場合（エクセル等の場合）は、関係する本文の箇所・頁数を明記して別ファイルとすること。
- (8) 図表を掲載する場合は、図表番号、タイトル、出典を明記すること。
- (9) 図表は、必要なスペースにより文字数に換算すること（例：1 頁分の図表＝1,600 字）。
- (10) 他の論文、資料等を引用する場合は、注として明示することとし、注は本文の後にまとめて掲げること。
- (11) 原稿の最後に《参考文献等》を掲げること。
- (12) 引用文献は、著者、編著者、標題、刊行年、出版社、雑誌名（巻号、頁）を記載すること（後掲「引用文献・参考文献等の表記〈例〉」を参照）。なお、自らの著作についても「拙稿」等とせず、著者名等を記載すること。
- (13) 各頁には、下段（余白）に頁数を付けること。

## 5 提出

- (1) 提出する際は、『自治体学』投稿論文応募書を添付して、完全原稿 1 部を提出すること。
- (2) 原則としてワープロソフト（Word 等）のファイルを電子メールに添付することにより提出すること（PDF 等の場合はデータ量に注意すること）。なお、手書き原稿などの場合は、事前連絡のうえで郵送等によること。
- (3) 原則として、毎年度、5 月末まで（前期）または 10 月末まで（後期）に提出すること。ただし、この期限を変更する必要がある場合は、別に告知するため、その期限までに提出すること。

## 6 その他

- (1) 提出された論文については、『自治体学』審査要領に基づいて、査読を行い、掲載の可否を決定する。必要がある場合は、論文の修正等の条件を付して掲載を決定する。
- (2) 掲載の可否を決定したときは、速やかに投稿者に通知する。
- (3) 掲載可能と決定された場合は、直近に刊行する『自治体学』に掲載するものとする。ただし、当該号に掲載論文が多い場合、論文修正等のために時間を要する場合等については、その次号等に掲載する。
- (4) 『自治体学』に掲載された投稿論文については、紙媒体の冊子刊行から概ね 1 年経過

後、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）に登載する。

附則

この要領（改訂版）は、2020年3月（2020年度前期の募集）から施行する。

附則

この要領（改訂版）は、2020年11月（2021年度前期の募集）から施行する。

**【引用文献・参考文献等の表記〈例〉】**

1 日本語文献

1) 著書の場合

西尾 勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年、190-191頁。

2) 編書（編著）の場合

大森 彌「社会福祉における集権と分権」伊部英男・大森 彌編『福祉における国と地方』中央法規出版、1988年、110頁。

3) 雑誌論文の場合

大森 彌「地方分権のあり方」『ジュリスト』Vol.1031、1993年、12頁。

2 外国語文献

1) 著書の場合

Bardach, E., *The Implementation Game: What Happens After a Bill Becomes a Law*, MIT Press, 1977.

2) 編書（編著）の場合

Zimmerman, J. L., “The Costs and Benefits of Cost Allocations” in R. Ball and C. W. Smith, Jr. eds., *The Economics of Accounting Policy Choice*, New York, McGraw-Hill, 1992, pp.32-35.

3) 雑誌論文の場合

Berman, P., “The Study of Macro-Implementation and Micro-Implementation,” *Public Policy*, Vol.26, No.2, 1978.

**【送付先・問い合わせ先】**

自治体学会事務局

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町 3-4 ニュー楓ビル 8F Gブース

Tel&Fax : 03-5577-3187

e-mail : [jichitai-soumu1986@jigaku.org](mailto:jichitai-soumu1986@jigaku.org)